

2/1
(月)~

令和3年度 放課後児童クラブ(学童保育)

放課後児童クラブ(学童保育)の利用受付をおこないます。

- 受付期間 2月1日(月)~2月12日(金)
- 受付場所 子育て支援センター「こども館」・和寒町保育所
- 対象児童 放課後帰宅してもいつも保護者が就労などで不在なために保護・指導が受けられない小学生
- 用紙交付 利用申請書、就労証明書(就労申立書)
1月27日(水)~
(上記受付場所で交付しています)



※現在、放課後児童クラブ(学童保育)を利用しているお子さんが、引き続き利用する場合も手続きが必要です。

※保護者が就労している証明書類「就労証明」「就労申立書」を提出していただきます。

※年度の途中でも随時受付しますので、ご利用ください。

広報わっさむ お知らせ版

2021. 1. 20

NO. 290

■詳しくは子育て支援センター「こども館」まで(TEL32-3125)

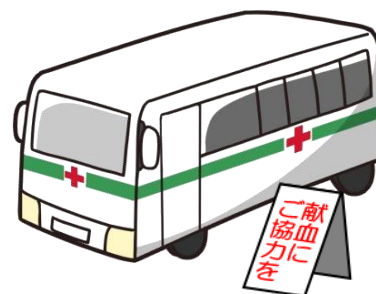
2/4
(木)

献血にご協力を

2月4日(木)に移動献血車が町内を巡回します。

- ①役場前 9:30 ~ 11:30
- ②芳生苑前 13:00 ~ 14:00
- ③農協前 14:20 ~ 16:30

- 対象者 満16歳以上 満65歳未満
(60~64歳の間に献血されたことがある方は、
69歳まで献血できます。)



みなさんのご協力により、これまで多くの尊い命が助かっています。血液は採血後21日間しか使用できません。定期的なご協力をお願いいたします。

■詳しくは日本赤十字社和寒町分区分事務局(保健福祉課福祉係)まで(TEL32-2000)

子どもたちと楽しく運動しませんか

総合型地域スポーツクラブ「わっさむフレンドパーク」では、子どもたちが楽しく運動に親しむ機会をつくるため、地域の大人が指導者として一緒に活動し、今年度は小学1~6年生37名の児童が元気に体を動かしています。

同クラブでは、毎年4月に参加児童を募集しておりますが、一緒に子どもたちの成長を支えていただける大人を募集しています。興味のある方はお気軽にお声がけください。

- 内容 子どもたちが運動を楽しむ場を支えるお手伝い
- 時期 毎年5月~翌2月 水曜日15時40分~17時(年18回)
- 場所 和寒小学校体育館



■詳しくは教育推進課スポーツ振興係まで(TEL32-2477)

和寒町新型コロナウイルス感染症対策に係る経営継続特別支援事業について

和寒町では、町内の事業者に対して「経営継続特別支援金」（略称）を次のとおり交付します。

1 目的

長引く新型コロナウイルス感染症流行の影響により、特に経営に大きな打撃を受けている町内の中小企業、個人事業主等に対し、今後の経営継続を支援することを目的に特別支援金を交付する。

2 助成対象者

- ① 中小企業基本法に定める中小企業、小規模企業者、個人事業主であり、和寒町内で事業所・店舗を有し商工業者として自己の名をもって商行為を行うことを業とする事業者
- ② 上記以外で店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者及び自宅兼事務所で事業を営む者

3 交付要件等

令和2年1月から令和2年12月までの1年間の売上が、前年と前々年の平均した売上額と比較して20%以上減少した事業者

4 支援金の額

1事業者あたり 売上減少算定額の50%以内とする。

※ただし、令和2年和寒町新型コロナウイルス感染症に係る飲食店宿泊施設に対する緊急支援金、町内事業者事業継続支援の交付を受けた場合、算出した売上減少額からその額を差し引いた額となります。

売上減少算定額	支援金	飲食店宿泊施設支援金
50万円未満	上限 20万円	上限 30万円
50万円以上～100万円未満	30万円	40万円
100万円以上～150万円未満	40万円	50万円
150万円以上	50万円	60万円

5 助成金の交付申請

- ① 交付申請書
- ② 本年及び前年、前々年の決算書等売上の減少が確認できる書類の写し（確定申告書、売上台帳等）
- ③ 振込先口座の情報が記載された振込依頼書（法人は法人名口座）
- ④ 個人事業主の場合は身分証明書（免許証等）の写し（前回提出の場合は省略可）

6 申請受付期間・申請先

令和3年2月26日までの間に商工会へ提出してください。

■詳しくは産業振興課(TEL32-2423)または商工会まで(TEL32-2341)

和寒町観光ランディングページについて

和寒町では、本年度、観光プロモーションの一環として独自の観光ランディングページを作成しました。

和寒町の観光施設や食に関する情報が四季をとおして紹介されているページとなっていますので、以下のQRコードを読み込んで頂き、みなさまぜひ、ご覧ください。



■詳しくは産業振興課商工観光労政係まで(TEL32-2423)

ジュネスハウスの年齢要件緩和及び入居者募集について

これまで、ジュネスハウス（和寒町単身者向け賃貸住宅）の入居資格は35歳未満の単身者としていましたが、令和3年1月から年齢要件を10歳引き上げ、45歳未満の単身者に改めました。

また、下記のとおり随時募集を行っておりますのでお知らせします。

《入居資格の年齢要件緩和》

35歳未満の単身者



45歳未満の単身者

《和寒町単身者向け賃貸住宅募集要領》

1. 募集戸数・構造・面積等：

住宅名	構造	面積	家賃(共益費を含む) ※収入により変動
ジュネスハウスⅠ(H3築)	鉄筋コンクリート造 3階建	1LDK 31.61㎡	16,900円～
ジュネスハウスⅡ(H4築)			
ジュネスハウスⅢ(H13築)		1LDK 34.84㎡	22,300円～

- 2 入居資格：(1) 満45歳未満の単身者の方
(2) 法令による所得基準が200,000円以上～322,000円以下の所得の方
(3) 和寒町に住所を有する方、又は有することになる方
(4) 税及び使用料等を滞納していない方

- 3 敷金等：【敷金Ⅰ・Ⅱ：60,000円、Ⅲ：70,000円】
【連帯保証人1名(保証人の印鑑証明書添付)】
※これらは入居申込み時点では不要です。



- 4 設備等：共通：電気温水器、クッキングヒーター、FFストーブ、照明器具
Ⅰ・Ⅱ：トイレ付ユニットバス、駐車場スペース、物置
Ⅲ：ユニットバス(トイレ別)、物置付カーポート

- 5 申込方法：申込書(建設課にあります)に必要事項を記入・押印し提出してください
〔添付書類〕○住民票1通
○所得証明書1通
(本年よりお勤めになられた方などは様式で提出していただきます。)

■詳しくは建設課管理係まで(TEL32-2424)

蔵書点検のため休館します

蔵書点検業務をおこなうため、次の期間を臨時休館とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしく申し上げます。

- 臨時休館日 2月2日(火)～5日(金)
(2月1日は月曜休館日です)

※なお、休館中の図書の返却は正面玄関横のブックポストをご利用ください。

2月6日(土)からは平常どおり開館します。たくさんのご来館をお待ちしています。

■詳しくは図書館まで(TEL32-4646)

令和3年度和寒町農業活性化センター農業研究員の募集について

和寒町農業活性化センターでは、下記要領により農業技能研究員（研修生）を募集します。
希望される方は、期日までに応募してください。

区 分	応 募 要 領
1. 募集人数	令和3年4月1日現在概ね35歳以下の方 1名
2. 募集資格	①町内に在住（住民票を有すること）で、健康で農業に意欲があり、 農業後継者として町内で就農実現できる方 ②自動車運転免許、大型特殊運転免許を取得されている方 （または、令和3年4月1日までに取得する方）
3. 業務内容	○農作物栽培研究・発表及び試験展示圃の管理作業全般 ○トラクター、耕耘機、草刈機などの運転操作、施設などの管理作業
4. 雇用期間	①農業技能研究員として、3年間とする ②本人の都合で会長が認めた場合は、研修期間を短縮する事ができる
5. 雇用条件	①勤務時間は和寒町に準じる（土・日・祭日は休み） ②賃金は運営協議会規程による（社会、労災雇用保険加入）
6. 応募方法	専用の応募用紙（和寒町農業活性化センターに用意してあります）と、市販の履歴書 用紙に本人自筆で記入の上、3カ月以内に撮影した写真を添付すること 令和3年2月26日（金）まで
7. 選考方法	書類選考及び面接
8. 応募先	〒098-0101 上川郡和寒町字日ノ出4番地 和寒町農業活性化センター 電話 0165-32-2010

■詳しくは、和寒町農業活性化センターまで(TEL32-2010)

三笠山大学 令和3年度 第30期生募集のお知らせ

三笠山大学は高齢者の集い、出会い、触れあい、学びあいの場として開設されています。

月1～2回の一般学習（例：町政の動き・交通安全・介護予防講演会・高齢者の人権等）の他、他町村との交流学習・研修旅行・議会傍聴やクラブ活動を通して学生相互の交流を図りながら学習を深めています。

下記により第30期生を募集しますので、お気軽にお申し込みください。

募集要項

- 対 象 おおむね60歳以上の男女 ●募集定員 20名 ●締め切り 3月15日（月）
- 学習年限 大学4年間（さらに進学を希望する場合は、大学院2年間があります。）
- 学 習 日 月に1～2回の登校日（10時00分～15時00分）
- 授 業 料 無料（但し、教材費・研修旅費等は学生の負担となります。）
- 入 学 式 4月下旬予定

※大学院を卒業された方で、生涯研修生として再度学びを希望される方も受け付けています。

※入学申込書は教育推進課にて用意しています。

■詳しくは教育推進課社会教育係まで(TEL32-2477)

要介護認定者も障害者控除の対象となります

介護保険の1号被保険者（65歳以上）で要介護1以上の認定を受けている方も、町長が認定する身体障害者に準ずる者等として障害者控除の対象となります。

該当される方は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができますので、保健福祉課介護保険係にお問い合わせください。

● 準ずる控除の区分と控除額

要介護度	準ずる控除の区分	控除額
要介護4	同居の特別障害者	750,000円
要介護5	上記以外の特別障害者	400,000円
要介護1 要介護2 要介護3	障害者	270,000円
要支援1 要支援2	障害者等控除の対象となりません	



※身体障害者手帳などを有している方は、優位な控除を申告してください。

■詳しくは保健福祉課介護保険係まで(TEL32-2000)

図書館ロビー写真展のお知らせ

和寒フォークラブによる写真展第2弾を開催します。

1月の展示とは作品を入れ替え、再び図書館のロビーを彩ります。

魅力あふれる写真が多数展示されますので、多くの皆様のご来館をお待ちしています。

- 日 時 2月6日（土）から2月28日（日）（月曜休館）
 午前10時から午後6時まで
- 場 所 図 書 館
- 主 催 和寒フォークラブ

■詳しくは図書館まで(TEL32-4646)

保養センターで森めぐり湯

2月の『森めぐり湯』は、2月11日に「ケヤキの湯」、2月25日に「ブナの湯」をご用意します。

自然の香りとぬくもりで、心もからだも温まりませんか？

ぜひこの機会に、保養センターをご利用ください。

※実施日は全て木曜日に行ないます。



■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

一部の粗大ごみ臨時受入れ休止について

リサイクルセンターでは、現在一部の粗大ごみの臨時受入れを行っておりますが、2月は搬出（持込）先の愛別町の焼却施設が工事のためリサイクルセンターでの臨時受入れを休止いたします。

3月から下記の予定で臨時受入れを再開しますが、4月から10月までは、焼却施設の工事が再開するため、昨年同様一部の粗大ごみの受入れを制限させていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

●3月に受入れできる粗大ごみ

ふとん、じゅうたん、スキー、大型のプラスチック製品など



●受入れできる曜日

1月24日（日）、26日（火）、27日（水）

3月の毎週火曜日と水曜日及び第4日曜開館日

午前9時～午後4時まで

※リサイクルセンターへの搬入の際は管理人の指示に従っていただきますようお願いいたします。

※広報誌2月号で詳しくお知らせします。

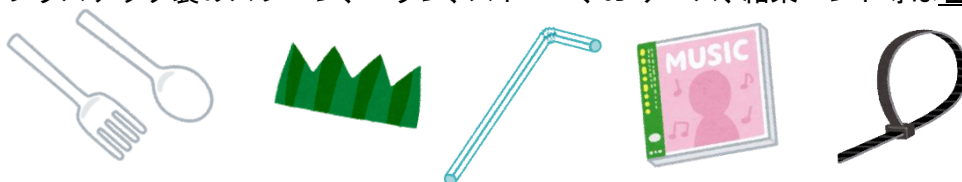
■詳しくは住民課環境衛生係まで (TEL32-2422)

ごみの出し方について

ごみの出し方について、日頃よりご理解とご協力をいただいておりますが、特に次のことにご注意ください。

●間違えやすいごみ分別

- ・ ソース、食用油、ドレッシングなどの容器はプラスチック製のものであることが多いので、プラスチックの識別マークのあるものはプラスチック容器包装ごみの日に出して下さい。
- ・ ペットボトルは大切な資源です。水で洗い、よく水気を切って資源ごみの日に出して下さい。キャップはプラスチック容器包装ごみの日に出して下さい。
- ・ シュレッダーで細かく裁断したシュレッダーごみは、埋立ごみでなく資源ごみとなりますので、資源ごみの日に出して下さい。
- ・ プラスチック製のスプーン、バラン、ストロー、CD ケース、結束バンド等は埋立ごみになります。



●必ず収集日どおりに出しましょう

収集日以外のものは収集されません。

「ごみ収集カレンダー」や「ごみ分別の手引き」で十分にお確かめの上、ごみを出しましょう。

※「ごみ収集カレンダー」や「ごみ分別の手引き」は、住民課環境衛生係に用意してあります。

●必ずごみ袋に名前を書きましょう

名前を書いていただくことで、収集されなかった場合、理由を説明することができ、今後適正な分別で出していただくことができます。

■詳しくは住民課環境衛生係まで (TEL32-2422)